

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人下山福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下山福社会の法人業務に伴う役員及び評議員に対する報酬並びに費用弁償について定める。

(役員等の報酬等)

第2条 役員及び評議員は、無報酬とする。

2 役員等に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(業務の種類)

第3条 前条の費用を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による定期または臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立合
- (5) 役員等の研修会への参加

(費用弁償)

第4条 前条の業務の場合は、費用弁償としてそれぞれ1回について5000円を支給できるものとする。

(適用除外)

第5条 常勤役員の任に就く者については、第2条第2項、第3条および第4条の規定は適用しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(附則)

この規程は平成31年4月1日から適用する。